東京大学大学院工学系研究科規則

昭和４０年５月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院工学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、工学を基盤として未踏分野の開拓や新たな技術革新に果敢に挑戦し、人類社会の持続と発展に貢献するとともに、科学技術に関する体系的な知識と工学的な思考方法を身につけ、多様性への理解と広い視野を持って社会的課題の解決を目指す実行力を持った人材を育成することを教育研究上の目的とする。

２　各専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（博士後期課程のみの博士課程）

第２条　本研究科に置く専攻のうち、先端学際工学専攻は、学則第２条第４項に定める博士後期課程のみの博士課程とする。

（専門職学位課程の標準修業年限）

第２条の２　専門職学位課程の標準修業年限は、１年とする。

（コース）

第２条の３　本研究科の専攻に次の各号に定めるコースを置く。

(1)　都市持続再生学コース（都市工学専攻修士課程）
(2)　環境マネジメント工学コース（マテリアル工学専攻博士後期課程）
(3)　先端科学技術イノベータコース（先端学際工学専攻博士後期課程）

２　前項のコースの実施及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（学期）

第２条の４　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

第３条の２　専門職学位課程を修了するためには、１年以上在学し、所要科目を履修して、３０単位以上を修得しなければならない。

第３条の３　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程又は専門職学位課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　修士課程又は専門職学位課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者　修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（長期履修学生制度）

第３条の４　学則第２条第７項の定めるところにより、学生がそれぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第４条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。ただし、教育会議及び各専攻会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習（輪講を含む）については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

（履修方法）

第５条　修士課程及び博士後期課程の学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

２　専門職学位課程の学生は、専攻長の指示によって授業科目を履修するものとする。

第６条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、専門職学位課程においては、専攻長の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修し、これを修士課程及び専門職学位課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の専攻、研究科又は教育部の科目

第７条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修し、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　修士課程及び医学部医学科の科目

(2)　修士課程で修得した超過単位数のうち１０単位以内

２　前条第２号の規定は、博士後期課程にこれを準用する。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第８条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第９条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

２　専門職学位課程においては、１年間に５０単位を超えて履修科目を登録することができない。

（試験）

第１０条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１１条　修士課程及び博士後期課程の学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

（最終試験）

第１２条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。ただし、専門職学位課程における最終試験については、別に定める。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（専門職学位課程の成績評価）

第１２条の２　専門職学位課程の成績評価の方法は、別に定める。

（学位の授与）

第１３条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（工学）の学位を授与する。

第１３条の２　第３条の２に定める修了要件を満たした者には、原子力修士（専門職）の学位を授与する。

第１４条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（工学）の学位を授与する。ただし、先端学際工学専攻及び技術経営戦略学専攻においては、博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する。

（所属専攻の変更）

第１５条　所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、変更前の在学期間と通算する。

３　所属専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。

（入学資格）

第１６条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）及び専門職学位課程規則第１６条の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することができる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第１７条　修士課程、専門職学位課程又は博士後期課程を在学年限に達しないうちに退学した者で当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初め又は学期の初めに、教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

２　再入学者は、退学前の専攻に所属するものとする。

３　再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位については、第１５条第３項を準用する。

（修士入学等）

第１８条　本学の大学院において修士の学位又は専門職学位を得た者で更に修士課程又は専門職学位課程に入学を志願するものの選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

２　前項により修士課程に入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を１年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。

（博士入学）

第１９条　本学の大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願するものの選抜については、前条の規定を準用する。

２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を２年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、前条第３項を準用する。

（転入学及び転科）

第２０条　学則第２３条に定める転入学及び第２４条に定める転科の受け入れについては、別に定める。

（副専攻制）

第２０の２条　学則第９条第２項に基づき、本研究科に副専攻を履修させる制度（これを「副専攻制」という。）を置く。

２　前項の副専攻制に関し必要な事項は、別に定める。

（大学院科目等履修生）

第２１条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れについては、別に定める。

（特別研究学生）

第２２条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第２３条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１０年４月２１日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年６月２２日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年１１月１２日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成１９年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月２８日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２１年１０月２２日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成２１年１０月１日から適用する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１０月２７日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成２３年１０月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則　（平成２７年２月１７日東大規則第６０号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成２７年３月４日東大規則第６９号）

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則　（平成２８年２月１６日東大規則第２８号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成２８年３月１６日東大規則第５２号）

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則　（令和年６年１月１９日東大規則第３９号）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則　（令和６年２月２２日東大規則第５８号）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表　工学系研究科専攻授業科目表

沿革

東京大学大学院工学系研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和４０年０５月１８日　評議会可決
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４３年０４月０１日
◇昭和４５年０４月２１日
◇昭和４６年０４月２０日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４７年０５月２３日
◇昭和４８年０２月２０日
◇昭和４８年０３月１２日
◇昭和４９年０４月１６日
◇昭和５０年０４月３０日
◇昭和５０年０６月２４日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５１年０４月２７日
◇昭和５１年０５月１３日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５５年０５月２０日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５７年０４月２８日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５８年０４月１９日

◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６３年０４月０１日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０５月２５日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０８年０９月３０日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成０９年１２月１６日
◇平成１０年０４月２１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１１年１０月１８日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０３月１９日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１３年１０月０１日
◇平成１４年０２月１９日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１５年０４月２２日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１６年０６月２２日
◇平成１７年０２月１５日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成１８年０９月２６日
◇平成１９年０２月２０日

◇平成１９年０３月０５日
◇平成１９年１１月１２日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月３１日
◇平成２１年０２月１７日
◇平成２１年０３月２６日
◇平成２１年０４月２８日
◇平成２１年１０月２２日
◇平成２２年０３月１６日
◇平成２３年０３月０７日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２３年１０月２７日
◇平成２４年０３月２７日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２４年０９月１０日
◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０３月０７日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２７年０３月０４日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０３月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０３月１４日
◇平成３０年０３月０９日
◇平成３１年０２月０５日
◇令和０２年０１月２２日
◇令和０３年０２月０８日
◇令和０４年０２月０１日
◇令和０５年０２月２７日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０６年０１月１９日
◇令和０６年０２月２２日
◇令和０７年０１月２８日
◇令和０７年０５月２９日
◇令和０８年０２月１８日
◇令和０８年０６月２３日